

## 一大事、モバイルホイップが取り付けられなくなる？

(自動車に無線用のアンテナを装着する場合の重要情報)

従来は、 $5/8\lambda$  のモバイルホイップをつけた場合(勿論、ルーフサイドやルーフトップに、 $1/2\lambda$  や  $3/8\lambda$  を、ワンボックスカー等の車高の高い車両に装着した場合も同様)は、道路交通法施行令第22条(自動車の乗車又は積載の制限)の条件を満たすように設置し、何時でも説明できるようにしておきましょうと言ってきました。

同施行令では、積載物の長さは、自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたもの(ただし、自動車の車体の前後から自動車の長さの10分の1の長さを超えてはみ出さないこと)、幅は、自動車の幅(車体の左右からはみ出さないこと)、高さは、3.8メートルを超えないこととなっています。

実は、これが危なくなってきました、今までは簡易な工作物・積載物として認められていたのが、認められなくなってきたのです。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(2005,11,09)別添 22「外装の電波送信用のアンテナの基準」、同(2007.06.29)別添 20「外装の基準」というのがあり、結構細かい定めがあります、突起物により人身事故が多発したり、被害の拡大があったりで、より一層「外装基準」というのが厳しく言われるようになったようです。

また、近年、暴走族対策で、道交法が強化されるとともに、車両の不正改造も相当厳しく監視されるようになり、これに従い、「認証工場」、「指定工場」では、整備・点検等で入庫する場合は、車検証に記載された状態以外は認めない、この取り外しを工員が手伝いを含め実施すると、改造を実行したと認められることになるので、小さなアンテナ1本の着脱でも工場内では、工員がやってはいけないことになっているようです。

ということで、車両の積載物や取り付け物は全て外し、車検証に記載された状態に戻さないと入庫は認められません、勿論、車検時は、積載物も一切降ろして、車検証に記載された状態に戻さなければいけません。

ちなみに、「認証工場」あるいは「指定工場」というのは共に、分解整備事業(いわゆる車検整備)のできる工場ということで、「運輸局・運輸支局(以前は陸運局といわれていた)」から承認を受けている工場です。

違いは、整備完了車の取り扱いです、「認証工場」の場合は、工場の「検査主任者」の点検後、車検場に自動車を持ち込み検査を受けなければいけませんが、「指定工場」の場合は、工場にいる「自動車検査員」が点検し OK なら、車検場へ自動車を持ち込む必要が無く、そのため一般に「民間車検場」と呼ばれています。

$5/8\lambda$  アンテナを取り付ける場合、ほとんどの場合、車両下部からステーを出して、マッチングボックスを取り付け、エレメントを立てるとというのが一般的です、エレメントを

取り外すのは簡単ですし、マッチングボックスも難しく無く取り外すことはできますが、ステーを外すのは一寸面倒です。

では、このステーは取り外さないで、問題無く工場へ入庫できるようにする手はあるのか無いのかを考えて見ます、勿論、ステーは車両の外側よりはみ出していて、車両の長さが変わっている場合です。

この問題のクリアーには、車両の長さに変更を生ずる改造をしたということで、運輸局・自動車検査登録事務所で構造等変更検査を受け合格すれば OK です、構造等変更検査の受検は、難しいことは無く、自分でできます。

ただし、ここで問題です、ステーをネジ止めている場合は、簡単に形状を変えることができるということで改造として認められないようですし、突起物として安全性はどうなるのかという話も出てきます、また、平成 19 年 1 月以降の新車は、原則的にアンテナは一切付けられませんとの話もあります、然し、事前に自動車検査登録事務所の検査課へ相談に行けば、認められるケースもありますとのこと。

本格的に、溶接等でステーを車体に固定し、マッチングボックスの形状を工夫(角が無く丸みを持たせる、緩衝材で覆う等)して、構造等変更検査に通るようにすれば良いのでしょうか(長さの問題が残ります…)、検査後に外す時は大変ですし、外した場合は、再改造ということで、再度構造等変更検査の受検が必要になります。

ステーだけなら、ステーのはみ出し部分の長さが 3cm 以下でしたら、軽微な変更となり、安全性が道路運送車両の保安基準(告示を含む)に適合していれば、構造等変更に係わる諸手続きは不要です。

なお、構造等変更検査はいわゆる車検ですから、現在の残存有効期間にかかわらず、検査時が車検の有効期間 2 年のスタートとなります。

当然 2 年間分の車検費用が必要になりますし、重量税等の税金の返還(払い戻し)は無いので、受検日を良く考えないと、大分損をすることになります。

また、構造等変更検査に合格した場合に交付される「車検証」には、「改」の文字が入ります、これが別のところでは問題なのです、任意自動車保険に加入できない場合があるのです、損害保険会社にもよるでしょうが、多くの場合、「改」が有るか無いかで判断し、「改」があれば構造変更内容の如何に関わらず問答無用で加入を拒否されることが多いようです。

ということで、現時点では、5/8λ アンテナ装着車オーナーは、あくまでも積載物だと思っていたということにして、車検や一般整備等で修理工場への入庫時は、面倒でもステーまで外すのが一番無難な方法だと思います。

警察の取締りには、道交法施行令を持ち出せば大抵の場合は OK でしょう、運輸局に引っかかったら、法律が変わったことや、新しい告示が出ていることなど一切知らない顔をして、丁重にどうすれば良いでしょうと指導を仰ぎましょう。

いずれにしても、アンテナの取り付け場所に苦勞するなどということでは無く、アンテナの取り付け自体できなくなるという状況に変わりつつあります、アンテナメーカーやJARLは、どう考えているのでしょうか？抜本的な解決策はあるのでしょうか？

(10.Mar,2009 JJ1SXA)

**関連法令等**…(全てHPにリンクしてあります)

道路運送車両法

道路運送車両法施行規則

道路運送車両法施行令

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2005.11.09】

別添 22(外装の電波送受信アンテナの技術基準)

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2007.06.29】

別添 20(外装の技術基準)

法令についての簡単な説明

**法律**……議会の議決を経て制定される法規範であり、国法の一形式である

議会の議決を経る前の段階を法律案(法案)といい、議決を経てはじめて法律となる

**政令**……内閣が制定する命令(施行令)

**省令**……各省の大臣が制定する命令(施行規則)

**告示・通達・通知**……内閣府、各省から発せられる

.....

この記事は、HPに掲載したものの転載です。

3月の総会の時に内容の説明をさせていただきましたが、そんなことあるの？と言う局がまだ多いようなので、当誌に掲載します。

本当のところは、原稿が少ないので、増ページのためと、ページ数の端数合わせのためでもあります hi…何とか、午後の印刷に間に合いました。

昨夜のアイボール会と、これで結局は、6m & down コンテストを棒に振りました、「コンテスト命」と言うほどではありませんが、残念！

(5.Jul,2009 JJ1SXA)